

シンガポール、香港、タイ、およびマレーシア の優遇税制等の比較

(2024年8月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2024年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdが係わる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係わる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail : SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail : SPR@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 地域統括拠点向けの優遇税制制度	1
2. 研究開発優遇税制	4
3. 貿易活動優遇税制	7
4. 銀行業の優遇税制	9
5. 保険業の優遇税制	11
6. 証券業の優遇税制	12
7. 暗号資産の法人税、付加価値税、個人所得税の取り扱い	13
8. 海運業の優遇税制	22
9. 航空機産業優遇税制	25
10. 特定製品およびサービス企業優遇税制	26
11. 環境対策等の最新鋭の設備投資優遇税制	30
(参考資料) タイにおける BOI の免税恩典全般に関する説明	32

シンガポール、香港、タイ、およびマレーシアの優遇税制等の比較

1. 地域統括拠点向けの優遇税制制度

優遇税制の種類	
シンガポール	a. 地域・国際統括本部 (RHQ / IHQ) b. 認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する優遇税制
香港	a. コーポレート・トレジャリー・センター (CTC) 制度による優遇税制
タイ	a. 国際ビジネスセンター (IBC) に対する恩典区分
マレーシア	a. グローバル・サービス・ハブ制度

① シンガポール

a. 地域・国際統括本部 (Regional / International Headquarters : RHQ / IHQ)

シンガポールで地域・国際統括業務を営み、政府の認定を受けた企業は、適格増分所得について 0~15%の軽減税率が適用されていたが、2015 年 10 月 1 日以降に当該制度は廃止され、DEI (開発・拡張 インセンティブ) もしくは、PC (パイオニアインセンティブ) のいずれかに基づいて審査・認定される制度に統合された。

申請窓口 : EDB

関連法 : 経済拡大奨励法パート 4

b. 認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する税制優遇制度 (Finance And Treasury Centre Incentive : FTC)

シンガポールに拠点を持ち域内の関連会社に財務・資金調達のサービスを提供する会社は、認定されると適格所得増分に対して、8%または 10%の軽減税率が適用されるほか、FTC 活動のための銀行からの借り入れに対する利息や、非居住グループ企業からの預け入れに対する利息に関する源泉税が免除される。

適用期間 : 2026 年 12 月 31 日まで

申請窓口 : MAS (Monetary Authority of Singapore、以下「MAS」) および経済開発庁 : (Economic Development Board of Singapore、以下「EDB」)

関連法 : 所得税法 43E 項

② 香港

a. コーポレート・トレジャリー・センター (Corporate Treasury Centre, CTC) 制度による税制優遇措置

香港に CTC を設立している法人は、香港外のグループ会社の財務活動から生じる所得に対して、標準税率（16.5%）の半分の 8.25% の優遇税率が適用される。財務統括拠点とは、多国籍企業におけるグループ内部資金管理を目的とした法人であると定義されている。また、海外の関連会社の借入金に対する支払利息の損金算入も認められている。

認可機関：香港税務当局（Inland Revenue Department Hong Kong、以下「IRD」）

申請期限：特に定められていない。

関連通達：Departmental interpretation and practice notes No. 52 - Taxation of Corporate Treasury Activity

参考：<https://www.ird.gov.hk/eng/pdf/dipn52.pdf>

③ タイ

a. 国際ビジネスセンター（International Business Center : IBC）に対する恩典区分

「一般投資奨励対象業種表」では以下の業種が恩典対象となっている。

- 10.1.2 国際ビジネスセンター（IBC）恩典区分 B

IBC は地域統括拠点を想定した業種で、具体的な事業範囲として関連会社への各種サービス提供や貸付、国際貿易事業などが規定されている。BOI の認可を受けるためには資本金、年間経費、雇用数などに関する要件を充足する必要がある。

BOI が付与する恩典に加え、IBC は歳入局が付与する以下の優遇税制が適用できる。

- 適格所得に対する法人税軽減税率 3%/5%/8%（ただし、タイ国内での経費支出額による。支出経費 6,000 万バーツ以上は 8%、3 億バーツ以上は 5%、6 億バーツ以上は 3% に法人税を減免）
- 関連会社から受領する配当金に対する法人税の免除
- IBC が減税対象となった適格所得を源泉として、非居住者に支払う配当金にかかる源泉所得税の免除
- IBC が財務センター機能の一環としてグループ会社へ再度貸し付けるために調達した借入金の利息にかかる源泉所得税の免除
- IBC が財務センター機能として受領する所得に対する特別事業税の免除
- IBC 事業に従事するフルタイムの外国人従業員の個人所得税軽減税率 15%

認可機関：BOI および歳入局

関連法：投資奨励法（1977 年）、改正投資奨励法（2017 年）、特定産業競争力強化法（2017 年）

参考：

BOI による説明資料

https://www.boi.go.th/upload/content/IBC_EN.pdf

歳入局による説明資料

<https://www.rd.go.th/fileadmin/images/IBC/Presentation%20by%20Revenue%20Department%20%28EN%29.pdf>

④ マレーシア

a. グローバル・サービス・ハブ制度

2015 年に導入されたプリンシパル・ハブ制度は 2022 年末をもって廃止となり、2023 年から新たにグローバル・サービス・ハブ制度が導入されることが 2024 年度の予算案において発表されている。

ただし、本稿執筆時点では MIDA (以下、「マレーシア投資開発庁」) からグローバル・サービス・ハブに関する正式なガイドラインが公表されていないため、2024 年度予算案において公表されたインセンティブ (案) を紹介するにとどめる。

2024 年度予算案においては、MIDA により承認を受けた企業は下記のインセンティブを受けることが可能とされている。

	新設法人	既存法人
優遇税率	Tier 1: 5% Tier 2: 10%	Tier 1: 付加価値所得に対し 5% Tier 2: 付加価値所得に対し 10%
優遇期間	5 + 5 年	5 年
免税対象所得	・サービスの提供から生じる所得 ・サービスおよびトレーディングから生じる所得	
対象サービス および 追加サービス	a. 地域損益/経営管理ユニット b. 事業戦略の計画 c. 経営企画 d. 以下のうち二つの活動 A) 戰略サービス B) ビジネスサービス C) シェアードサービス D) その他のサービス	
実績ベースの条件	1. 年間営業支出額 2. 高付加価値の正社員 3. 月給 35,000MYR (マレーシアリンギット) 以上の C-suite 4. 現地での付帯的なサービス 5. 高等教育機関/TVET との提携 6. マレーシア人学生/国民のためのトレーニング 7. ESG(Environmental, Social and Governance)の要素 8. 財務大臣が決定するその他の条件	

グローバル・サービス・ハブのインセンティブが承認された新設法人において、月給 3 万 5,000MYR 以上でキーポジションもしくは C-Suite ポジションの外国人 3 名までは、3 年間にわたり 15% の所得税優遇税率を適用できる。

上記インセンティブは 2023 年 10 月 14 日から 2027 年 12 月 31 日までに、MIDA が申請を受理したものが対象とされている。

関係機関 :

マレーシア財務省 (MOF) <https://www.mof.gov.my/portal/en>

マレーシア投資開発庁 (MIDA) <https://www.mida.gov.my/ja/>

関連法 : Budget 2024 Speech Tax Measures

2. 研究開発優遇税制

優遇税制の種類	
シンガポール	a. 企業技術革新スキーム (EIS) b. 知的財産開発インセンティブ (IDI) c. 認定されたロイヤルティー優遇税制 (AIR) d. 認定された海外ローン制度 (AFL)
香港	a. 研究開発費に係る優遇税制
タイ	a. BOI による研究開発についての追加恩典
マレーシア	a. パイオニアステータス b. 投資控除

① シンガポール

a. 企業技術革新スキーム (Enterprise Innovation Scheme : EIS)

企業の研究開発 (R&D)、イノベーション、能力開発活動を奨励するため、2023 年度予算案で導入された。EIS は、研究開発、知的財産 (IP) の登録、知的財産権 (IPR) の取得・ライセンシング、研修、ならびに特定のパートナー機関と共同で実施される適格イノベーションの五つのカテゴリーの適格活動を対象とする。EIS の導入により、各適格活動に関する適格支出の所得控除 (割増損金算入) が最大 400% に拡張された (適格支出の上限額 : 40 万 S ドル)。さらに、一定の事業者については、所得控除に代えて適格支出の 20% の現金支給オプションの選択も可能となる。

適用期間 : 2024 賦課年度から 2028 賦課年度まで

問い合わせ窓口 : 内国歳入庁 (Inland Revenue Authority of Singapore、以下「IRAS」)

関連法 : 所得税法 14C 項、14D 項、14E 項

b. 知的財産開発インセンティブ (IP Development Incentive : IDI)

知的財産開発インセンティブは、研究開発（R&D）活動から生じる知的財産権の使用および商業化の促進を目的として 2017 年度税制改正において導入された。EDB から認定を受けた企業は、適格知的財産（すなわち、ソフトウェアを保護する特許権や著作権）の商業利用による対価として受け取るロイヤリティーやその他の所得に対して、5%、10% または 15% の軽減税率が適用される。

適用期間 : 2028 年 12 月 31 日まで

申請窓口 : EDB

関連法 : 所得税法 43X 項

c. 認定されたロイヤリティー優遇税制 (Approved royalties incentive : AIR)

シンガポール国内での事業活動を目的として、最先端技術やノウハウを提供する非居住者に認定されたロイヤリティー、技術支援料、研究開発費を支払う場合、源泉税の免除、または優遇税率が適用される。

適用期間 : 2028 年 12 月 31 日まで

申請窓口 : EDB

関連法 : 経済拡大奨励法パート 7

d. 認定された海外ローン制度 (Approved Foreign Loan, : AFL)

シンガポール国内での事業活動で使用する生産設備への投資を奨励する目的で導入された。本制度では、生産設備購入のための海外からの 2,000 万 S ドル以上のローンに対する利息の支払時の源泉税の免除、または軽減税率が適用される。

適用期間 : 2028 年 12 月 31 日まで

申請窓口 : EDB

関連法 : 経済拡大奨励法パート 6

② 香港

a. 研究開発費 (Research and Development Expenditure) に係る優遇税制

一定の条件を満たした研究開発費については、税額控除適用が可能である。具体的には、200 万 HK ドルまでは 300% の税額控除、200 万 HK ドルを超える支出については、200% の税額控除の適用が可能である。また、法人に限らず、大学や研究所等の団体にも適用される。なお、税額控除の額に上限は設けられていない。

認可機関 : IRD

申請期間：特に定められていない。

関連通達：Deduction for research and development expenditure

参考：<https://www.ird.gov.hk/eng/pdf/dipn55.pdf>

③ タイ

a. BOIによる研究開発についての追加恩典

研究開発や従業員への高度なトレーニング、タイ国内サプライヤーの開発などとして認められた投資および費用がある場合、最大 5 年の法人税の追加免税期間が認められる（ただし合計免税期間は 13 年を上限）。

また、科学技術パークとして定められた区域へ立地する下記の事業には法人税の追加減免が付与される。

- ・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端素材に関する開発事業 2 年間の追加法人税免除
- ・その他の一定の対象事業 5 年間の追加法人税 50% 減税

認可機関：BOI

b. 税法上の研究開発費追加損金算入

政府機関または民間企業に支払われたテクノロジーおよびイノベーションに関する研究開発費用で、歳入局長の定める要件を満たしたものについて法人税計算上の追加損金算入が可能である。

関連法：Royal Decree (No. 598)

④ マレーシア

a. パイオニアステータス

マレーシアにおいて研究開発活動を行い、関連会社以外の企業にのみ研究開発サービスを提供する受託研究開発企業で、投資貿易産業省(MITI)により研究開発企業としての認定を受けた企業は、10 年間にわたり法定所得の 100%が免除される。

ただし、パイオニアステータスは奨励事業を実施する企業に対し法人所得税の免税を供与するインセンティブの一般名称であり、研究開発に特化した措置ではない。

b. 投資控除

上記同様、マレーシアにおいて研究開発活動を行い、関連会社以外の企業にのみ研究開発サービスを提供する受託研究開発企業で、投資貿易産業省(MITI)により研究開発企業としての認定を受けた企業はパイオニアステータスの適用にかわり投資控除(Investment Tax Allowance)の適用が可能とされている。

投資控除は 10 年間にわたり発生した適格資本的支出の 100%を対象として、法定所得の 70% 上限として相殺控除することができる制度となる。

関連会社に対して研究開発サービスを提供している企業についても投資控除の適用対象になるとされている。また、事業用途目的で自社のための研究開発を行っているマレーシア企業は、10年間にわたり発生した研究設備投資の50%を対象として、法定所得の70%を上限として相殺控除することができる。パイオニアステータス同様、対象を研究開発に限定したインセンティブではない。

関係機関 :

マレーシア内国歳入庁 (IRB) <https://www.hasil.gov.my/en/>

マレーシア投資開発庁 (MIDA) <https://www.mida.gov.my/ja/>

関連法 :

MIDA Guidebook for Research and Development (R&D) Services sub-sector

IRB Public Ruling No. 10/2023 - Pioneer Status Incentive

3. 貿易活動優遇税制

優遇税制の種類	
シンガポール	a. グローバル・トレーダー・プログラム (GTP)
香港	特になし
タイ	a. 国際原材料・部品・構成品調達事務所 (IPO) に対する恩典
マレーシア	a. 国際貿易会社

① シンガポール

a. グローバル・トレーダー・プログラム (Global Trader Programme : GTP)

石油製品、石油化学製品、農産物、金属、電子部品、建築資材、消費財、適格デリバティブなどの国際貿易に携わる会社で、シンガポールをオフショア貿易活動の拠点として位置付け、経営管理、投資・市場開拓、財務管理、物流管理の機能を有する会社は、本制度の申請資格を持ち、認定されると特定商品のオフショア貿易からの利益に対する法人税に、5%、10%または15%の軽減税率が適用される。個別のインセンティブパッケージについてはエンタープライズ・シンガポール (ESG) と協議を行う。2016年度予算案で、①指定された投資に対するファンド資金の集約、マネジメント、分配、②M&A アドバイザリー、③ストリーミングファイナンスの三つを適用範囲に加えた。また、2017年度予算案では、取引相手先の要件緩和、シンガポール国内消費製品やサービスの一部から生じる所得についても軽減税率の対象にされるなど、対象範囲は拡大傾向になる。

適用期間は2026年12月31日まで

申請窓口 : ESG

関連法：所得税法 43I 項

② 香港

特段、貿易活動を対象とした優遇税制は存在しない。

③ タイ

a. 国際原材料・部品・構成品調達事務所 (International Procurement Office: IPO) に対する恩典区分

「一般投資奨励対象業種表」では以下の業種が恩典対象となっている。

- 10.1.3 国際原材料・部品・構成品調達事務所 (International Procurement Office: IPO) 恩典区分 B

IPO はタイ国内での卸売業または輸出事業を想定した業種であり、具体的な事業範囲として関連会社への各種サービス提供や貸付、国際貿易事業などが規定されている。BOI の認可を受けるためには資本金、倉庫・在庫管理などに関する要件を充足する必要がある。

認可機関: BOI

関連法：投資奨励法（1977 年）、改正投資奨励法（2017 年）、特定産業競争力強化法（2017 年）

b. 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO) に対する恩典区分

「一般投資奨励対象業種表」では以下の業種が恩典対象となっている。

- 10.1.1 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO) 恩典区分 B

TISO ではさまざまな事業が認可範囲に含まれるが、タイ国内で製造された製品の卸売やグループ内・関連会社で製造された機械等についての卸売のための輸入・据え付け・メンテナンス・トレーニング等も実施できる。BOI の認可を受けるためには販売費および一般管理費が年間 1,000 万バーツ以上である必要がある。

認可機関: BOI

関連法：投資奨励法（1977 年）、改正投資奨励法（2017 年）、特定産業競争力強化法（2017 年）

④ マレーシア

a. 国際貿易会社

国際貿易を取り扱っているマレーシアの会社で以下の条件を満たし、マレーシア貿易開発公社（MATRADE）の認証を受けた企業は、5年間にわたり輸出増加に伴い増加した法定所得について70%の減免を受けることができるとしている。

- ・年間売上高が1,000万MYR超
- ・資本の60%以上をマレーシア人が保有
- ・コモディティ商品の売上高が全体売上高の20%以下
- ・銀行、金融、保険についてはマレーシア地場企業を利用、また、マレーシアの港や空港を使用

関係機関：

マレーシア内国歳入庁（IRB）<https://www.hasil.gov.my/en/>

マレーシア貿易開発公社（MATRADE）<https://www.matrade.gov.my/en/>

関連法：

P.U. (A) 181 - Income Tax (Exemption) (Amendment) Order 2003 (旧規則：P.U. (A) 60 – Income Tax (Exemption)(No.12) Order 2002)

4. 銀行業の優遇税制

優遇税制の種類	
シンガポール	a. 金融セクターインセンティブ（FSI） b. 銀行および適格金融会社向けの貸倒引当金等に関する優遇税制
香港	特になし
タイ	a.国際銀行市場から得た事業収益に係る軽減税率
マレーシア	特になし (一般的な銀行業を対象とした優遇税制は存在しない。)

① シンガポール

a. 金融セクターインセンティブ（Financial Sector Incentive : FSI）

MAS から認定を受けた金融サービス業者は、金融サービスから得られる適格所得に対して、区分に応じて5%、10%、12%または13.5%という軽減税率が適用されるほか、シンガポールに経営統括本部を置く金融サービス会社（FSI-Headquarter Services）において、適格非居住者に対する利息に関する源泉税が免除される。

適用期間：2028年12月31日まで

申請窓口：MAS

関連法：所得税法 43J 項

b. 銀行および適格金融会社向けの貸倒引当金および損失引当金の所得控除に関する税制優遇措置

銀行および適格金融会社は、MAS からの通知で要求される信用毀損のない金融商品に係る損失引当金について、一定の上限のもと所得控除（損金算入）をすることが認められる。

適用期間：2028年12月31日までに開始する課税期間まで

関連法：所得税法 14G 項

② 香港

特段、銀行業を対象とした優遇税制は存在しない。

③ タイ

a. 國際銀行市場から得た事業収益に係る軽減税率

銀行が国際銀行市場から得た事業収益については、純利益に対して10%の軽減税率が適用できる。

関連サイト：歳入局 Web (5. Tax Rates の表の項目 5)

<https://www.rd.go.th/english/6044.html>

④ マレーシア

ラブアン国際ビジネス金融センターにおけるイスラム金融に与えられた免税措置等を除き、一般的な銀行業を対象とした優遇税制は存在しない。

ただし、クアラルンプールの TRX (Tun Razak Exchange) marquee status を保有する金融業の法人に対しては、TRX の建物に対するキャピタルアローワンス（税務上の償却費）の適用、TRX にある建物等の改修費用に対する加速償却、TRX への移転費用の一括控除や、TRX の賃貸料に対する 50%の追加控除等が適用される。

また、2023 年修正国家予算案では、ジョホール州イスカンダル地域に金融特別区 (SFZ) を設置する構想が盛り込まれた。同年 8 月に首相が SFZ の立地をフォレストティに定め、同区で就労する知識労働者に対し特別所得税率 15%を適用することを発表。

なお銀行業や、下記の 2. 保険業、3. 証券業については直接的な優遇税制は上記以外に存在しないものの、金融商品や金融スキーム等については優遇税制が存在する。

関係機関：

マレーシア財務省 (MOF) <https://www.mof.gov.my/portal/en>

ラブアン金融庁 (Labuan FSA) <https://www.labuanfsa.gov.my/>

マレーシア内国歳入庁 (IRB) <https://www.hasil.gov.my/en/>

関連法：

Labuan Business Activity Tax (Exemption) Order 2024

P.U. (A) 473/2021 - Income Tax (Industrial Building Allowance) (Tun Razak Exchange Marquee Status Company) (Amendment) Rules 2021

(旧規則：[P.U. (A) 27/2013])

P.U. (A) 474/2021 - Income Tax (Accelerated Capital Allowance) (Tun Razak Exchange Marquee Status Company) (Amendment) Rules 2021

(旧規則：[P.U. (A) 29/2013])

P.U. (A) 475/2021 - Income Tax (Deduction for Relocation Costs for Tun Razak Exchange Marquee Status Company) (Amendment) Rules 2021

(旧規則：[P.U. (A) 30/2013])

P.U. (A) 476/2021 - Income Tax (Deduction for Rental Payments) (Tun Razak Exchange Marquee Status Company) (Amendment) Rules 2021

(旧規則：[P.U. (A) 31/2013])

5. 保険業の優遇税制

優遇税制の種類	
シンガポール	a. 保険事業開発・保険仲介事業 (IBD-IBB) スキーム
香港	a. 特定の保険会社等に対する優遇税率
タイ	特になし
マレーシア	特になし

① シンガポール

a. 保険事業開発・保険仲介事業 (Insurance Business Development – Insurance Broking Business : IBD-IBB) スキーム

MAS から認定を受けた保険会社、保険仲介業者は、保険事業または再保険事業から得られる適格所得に対して 10% の軽減税率が適用される。

適用期間：2028 年 12 月 31 日まで

関連法：所得税法 43C 項、43R 項

② 香港

a. 特定の保険会社等に対する優遇税率

香港で事業を行う特定の保険会社、保険仲介業者は、保険事業または再保険事業については、一定の基準を満たす場合、その所得に対して優遇税率 (8.25%) が適用される。

認可機関 : IRD

申請期限 : 特に定められていない。

関連通達 : 内国歳入法 (Inland Revenue Ordinance、以下「IRO」) の第 14B 条

③ タイ

特段、保険業を対象とした優遇税制は存在しない。

④ マレーシア

特段、保険業を対象とした優遇税制は存在しない。

関係機関 : マレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia) <https://www.bnm.gov.my/>

6. 証券業の優遇税制

	優遇税制の種類
シンガポール	a. 資産証券化取引を行う特定目的事業者 (ASPV) に対する優遇税制
香港	特になし
タイ	特になし
マレーシア	特になし

① シンガポール

a. 資産証券化取引を行う特定目的事業者 (Approved Special Purpose Vehicle : ASPV) に対する税制優遇制度

資産証券化取引に従事する ASPV に対して、資産証券化取引から得られる所得に対する免税、適格事業経費に対する 76% の GST 固定控除率の適用、および一定の要件に基づき適格非居住者への支払いに関する源泉徴収税が免除される。

適用期間 : 2028 年 12 月 31 日まで

関連法 : 所得税法 13M 項ほか

② 香港

特段、証券業を対象とした優遇税制は存在しない。

③ タイ

特段、証券業を対象とした優遇税制は存在しない。

④ マレーシア

特段、証券業を対象とした優遇税制は存在しない。

関係機関：マレーシア証券委員会（Securities Commission Malaysia）

<https://www.sc.com.my/>

7. 暗号資産の法人税、付加価値税、個人所得税の取り扱い

暗号資産については以下の四つの種類に分類されるといわれている。

暗号資産の分類	説明
ペイメントトークン	デジタル、または仮想の通貨のことで、セキュリティーのため、暗号技術を使用しているもの。暗号通貨は物品やサービスの購入の支払いや資金移動のための手段として用いられる。 例）ビットコイン
ユーティリティトークン	製品やサービスにアクセスする権利を所有者に付与するもの。 例）ゲームをプレイするためのトークン
セキュリティトークン	ブロックチェーン技術を使って株式や社債等の証券を表象するもの。 例）証券会社が販売する受益証券発行信託の受益権を表象する電子権
アセットトークン	アセットトークンは保有者に資産への権利を表象するもの。資産への権利はトークン化により多くの保有者に分配される。 例）不動産や絵画のような収集品、知的財産

① シンガポール

a. 法人税上の取り扱い

	取り扱い
保有者	<p>●処分時</p> <ul style="list-style-type: none">ペイメントトークン、ユーティリティトークンについて、原則、トークンと交換に財やサービスを費消したときに損金として算入される。セキュリティトークンについては、処分時に発生する売却損益は取引の性質や会計上の処理等を加味して、繰り返し発生する性質などから本業の所得とみなされるものであれば、課税処理（益金算入もしくは損金算入）、一方、取引頻度等も低く、反復継続的に取引が発生しないのであれば、資本性の取引とみなされ、非課税（益金不算入もしくは損金不算入）として扱う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・アセットトーカンについては、具体的なガイドラインは公表されていないが、トーカン化された資産であることを踏まえると、セキュリティートーカンと同様に一般原則により、課税処理を判定すべきと考えられる。
●保有損益	<ul style="list-style-type: none"> ・ペイメントトーカンの保有損益は原則的に非課税（損金不算入もしくは益金不算入）として扱われる。ユーティリティトーカンについても一般的に同様に取り扱われる。 ・セキュリティートーカンの保有損益は、取引の性質や会計上の処理等を加味して、課税（益金算入、損金算入）もしくは非課税として扱うか 決定する。 ・アセットトーカンについては、具体的なガイドラインは公表されていないが、トーカン化された資産であることを踏まえると、セキュリティートーカンと同様に一般原則により、課税処理を判定すべきと考えられる。
発行者	<p>●Initial Coin Offering（以下、「ICO」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペイメントトーカンを発行した場合、基本的には、対価として受け取った収入は課税することとなっているが、そもそもペイメントトーカンの ICO は珍しく、個別に状況を調査の上、課税関係の判断が必要とされている。 ・ユーティリティトーカンを ICO により発行した場合、対価として受け取った収入は、サービスプラットフォームの開発必要として利用されることになるため、受け取った時点では、繰延収益の性質を有しており、課税はされず、契約履行の段階で課税がされる。 ・セキュリティートーカンは、債券や株式の発行と性質が類似しており、発行した時点では、課税しないこととしている。ただし、配当や利息の支払い時点では、原則的なルールにもとづき、発行者側は損金可能性を検討することとなっている。
マイニング業者	<p>●マイニング活動により、暗号資産を獲得した場合</p> <p>マイニングの活動目的により、一般原則に従い、資本性の取引か収益性の取引か判断し、課税処理を判定する。例えば、利潤追求目的で、マイニング活動をしているのであれば、ペイメントトーカン獲得に係る課税すべきである一方、事業目的でない場合、もしくは発掘したペイメントトーカンを長期保有目的でマイニングをしている収益は非課税として取り扱うこととしている。なお、課税時点は、ペイメントト</p>

	一okenをマイニングにより、獲得したときではなく、ペイメントトークンを処分した時点となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ●マイニングサービスを顧客に提供している場合 マイニングサービスを提供し、顧客から収益を獲得している場合、当該対価は課税の対象となる。

関連サイト：[IRAS 「Taxable and Non-taxable Income」](#)、
[「IRAS e-Tax Guide Income Tax Treatment of Digital Tokens」](#)

b. 付加価値税（GST）の取り扱い

2020年1月より、ペイメントトークンと引き替えに、法定通貨や他のペイメントトークンを取得した場合、GSTは発生しないものとしている。

関連サイト：[IRAS 「Digital Payment Tokens」](#)

c. 個人所得税の取り扱い

	取り扱い
保有者	<ul style="list-style-type: none"> ●処分時 暗号資産に関する明確なガイドラインは公表されていないが、一般原則に照らし合わせると、処分時に発生する売却損益は、取引の性質や会計上の処理等を加味して、繰り返し発生する性質などから本業の所得とみなされるものであれば、課税処理（益金算入もしくは損金算入）、一方、取引頻度等も低く、反復継続的に取引が発生しないのであれば、資本性の取引とみなされ、非課税（益金不算入もしくは損金不算入）として扱うものと考えられる。ただし、一般的に、シンガポール国外で獲得した処分損益であれば、シンガポールに送金してもシンガポールでは課税されないことになっている。
マイニング業者	<ul style="list-style-type: none"> ●マイニング活動 個人がマイニング活動に従事し、ペイメントトークンを獲得していたとしても、基本的には、趣味の範囲内、すなわち、資本性の取引であると解釈され、獲得した暗号資産は非課税、マイニング活動に要した費用は控除 申請できないものとなっている。

	しかし、本格的、かつ反復継続的にマイニング活動を行う場合は、収益性の取引を行っているものと考えられ、獲得したペイメントトークンは課税される恐れがある。
--	---

② 香港

a. 法人税上の取り扱い

	取り扱い
保有者	<p>●処分時</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドライン等は公表されていないが、立法趣旨を鑑みると、ペイメントトークン、ユーティリティトークンについて、原則、トークンと交換に財やサービスを費消したときに損金として算入されるものと考えられる。 セキュリティトークンとアセットトークンについては、一般原則により、処分時に発生する売却損益は、取引の性質や会計上の処理等を加味して、繰り返し発生する性質などから本業の所得とみなされるものであれば、課税処理（益金算入もしくは損金算入）、一方、取引頻度等も低く、反復継続的に取引が発生しないのであれば、資本性の取引とみなされ、非課税（益金不算入もしくは損金不算入）として扱うものと考えられる。
	<p>●保有損益</p> <p>立法趣旨を鑑みると、すべての暗号資産の保有損益は原則的に非課税（損金不算入もしくは益金不算入）として扱われる。</p>
マイニング業者	<p>●マイニング活動により、暗号資産を獲得した場合</p> <p>マイニングの活動目的により、一般原則に従い、資本性の取引か収益性の取引か判断し、課税処理を判定する。例えば、利潤追求目的で、マイニング活動をしているのであれば、ペイメントトークン獲得に係る収益は課税すべきである一方、事業目的でない場合、もしくは発掘したペイメントトークンを長期保有目的でマイニングをしている収益は非課税として取り扱うこととしている。なお、課税時点は、ペイメントトークンをマイニングにより獲得したときではなく、ペイメントトークンを処分した時点となる。</p> <p>●マイニングサービスを顧客に提供している場合</p> <p>マイニングサービスを提供し、顧客から収益を獲得している場合、当該対価は課税の対象となる。</p>

b. 付加価値税の取り扱い

香港では、付加価値税という間接税の制度自体存在しないため、ペイメントトークンと引き替えに、法定通貨や他のペイメントトークンを取得した場合、間接税は発生しない。

c. 個人所得税の取り扱い

	取り扱い
保有者	<p>● 処分時</p> <p>暗号資産に関する明確なガイドラインは公表されていないが、一般原則に照らし合わせると、処分時に発生する売却損益は、取引の性質や会計上の処理等を加味して、繰り返し発生する性質などから本業の所得とみなされるものであれば、課税処理（益金算入もしくは損金算入）、一方、取引頻度等も低く、反復継続的に取引が発生しないのであれば、資本性の取引とみなされ、非課税（益金不算入もしくは損金不算入）として扱うものと考えられる。ただし、一般的に香港国外で獲得した処分損益であれば、香港に送金しても香港では課税されないことになっている。</p>
マイニング業者	<p>● マイニング活動</p> <p>一般原則から鑑みると、個人がマイニング活動に従事し、ペイメントトークンを獲得していたとしても、基本的には、趣味の範囲内、すなわち資本性の取引であると解釈される。</p> <p>しかし、本格的、かつ反復継続的にマイニング活動を行う場合は、収益性の取引を行っているものと考えられ、獲得したペイメントトークンは課税される恐れがある。</p>

認可機関 : IRD

申請期限 : 特に定められていない。

関連通達 : IRO のパート 4、第 16 条 IRO

https://www.ird.gov.hk/eng/tax/bus_pft.htm#a06

③ タイ

暗号通貨やデジタルトークンから得られる収入は以下のカテゴリーに分類される。

種類	取り扱い
売買や交換による収入	暗号通貨やデジタルトークンの売買や交換によって得られる収入は、所得税法第 40 条第 4 項に基づく「財産の譲渡による収入」として扱われる。この収入は、取得価格と売却価格の差額（利益）が課税対象となる。

マイニングによる収入	暗号通貨のマイニングによって得られる収入は、所得税法第40条第8項に基づく「その他の所得」として課税対象になる（必要経費は控除可能）。マイニングで得た暗号通貨は、取得時には非課税だが、売却時には課税される。
給与または報酬	暗号通貨やデジタルトークンを給与や報酬として受け取る場合、所得税法第40条第1項および第2項に基づく「給与所得」または「報酬所得」として扱われる。この場合、受け取った時点の市場価値に基づいて課税される。
報酬または賞	暗号通貨やデジタルトークンを報酬や賞として受け取る場合、それらは所得税法第40条第8項に基づく「その他の所得」として扱われる。受け取り時点の市場価値が課税対象となり、後の売却時にも課税が発生する。
保有による利益やリターン	暗号通貨やデジタルトークンを保有することで得られる利益やリターンは、所得税法第40条第4項および第8項に基づいて課税される。これには、ステーキングや利息などの形式で得られる利益が含まれる。

a. 法人税上の取り扱い

法人が保有する暗号通貨の売却や取引から得た利益は、法人税の課税対象となり、法人がマイニング活動を通じて得た暗号通貨も、売却時に課税対象となる。

法人は暗号通貨やデジタルトークンの売却、譲渡、交換による損失を、事業年度末の財務諸表に反映させる必要があり、法人が暗号通貨やデジタルトークンの取引で損失を出した場合、その損失は当該課税年度内の他の利益と相殺することができる。さらに、法人は税法上の規定に基づき、その損失を翌年度以降に繰り越し、将来の利益と相殺することができ、この損失の繰越しは、通常最大5年間まで可能である。

b. 付加価値税の取り扱い

歳入局の広報資料によると、デジタル資産の取引に対する付加価値税（VAT）は2024年1月1日から免除される見込みであり、免除については、以下の条件に基づいて適用される。

・暗号通貨やデジタルトークンの移転に関する取引

デジタル資産（暗号通貨やデジタルトークン）を取引所（Exchange）、ブローカー（Broker）、ディーラー（Dealer）を通じて移転する場合、具体的には、ユーティリティト

ークン (Utility Token) や投資トークン (Investment Token) を含むすべての暗号通貨やデジタルトークンの移転に対する VAT が免除される。

免除措置の対象となるのは、タイ国内で規制されている取引所 (Exchange) や正規に認可されたブローカーおよびディーラーを通じた取引のみである。

- ・**投資トークンに関する免税措置**

Royal Decree (No. 779)により、デジタル資産事業法に基づく投資トークンに関しては法人税と VAT が免除される。

参考 :

歳入局「暗号通貨およびデジタルトークンに関する個人所得税ガイド（第 2 版）」

https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/lorkhor/press_release/2022/04/How_to_Crypto_2.pdf

歳入局プレスリリース PR 9/2567

<https://www.rd.go.th/59.html>

関連法 : 2018 年デジタル資産事業法 (the Emergency Decree on Digital Asset Business B.E. 2561) Royal Decree (No. 779)

c.個人所得税の取り扱い

個人が暗号通貨やデジタルトークンの売却、譲渡、または交換で損失を出した場合、その損失は同一課税年度内に得たほかの利益と相殺することができるが、翌年度以降にその損失を繰り越すことはできない。

暗号通貨やデジタルトークン取引で発生した損失を申告する場合、取引が国内で登録された取引所を介して行われたものであることが条件となる。これにより、損失が認められ、税務申告に反映される。

④ マレーシア

暗号資産の取引に関して、マレーシア税務当局はガイドライン (GUIDELINES ON TAX TREATMENT OF DIGITAL CURRENCY TRANSACTIONS) を公表している。ガイドラインにおいてマレーシア税務当局 (IRB: Inland Revenue Board of Malaysia) は暗号資産の定義について下記のマレーシア証券委員会 (Securities Commission Malaysia) による定義を適用している。

- ・「デジタル通貨」とは、暗号的に保護されているか否かを問わず、分散型台帳に記録される価値の表象であって、交換媒体として機能し、口座への入金や出勤を含む、あらゆる貨幣と交換可能なものをいう。
- ・「デジタルトークン」とは、暗号的に保護されているか否かを問わず、分散型台帳に記録される表象をいう。

また暗号資産は、国内源泉所得のみを課税の対象として規定した 1967 年所得税法第 3 条に基づき、事業または取引に使用され、その事業の主要な活動と業務がマレーシアで行われている場合、または事業がマレーシアに拠点を置いている場合にのみ課税されるとしている。なお、マレーシアでは、キャピタルゲインは非課税とされているため、各暗号資産を事業として利益を得るために定期的に売買を行っている場合や、利益を得るために各暗号資産を採掘している場合等に限り、法人税、個人所得税の課税対象となる。

一方で、投資の一形態として各暗号資産を購入し、ほかの投資と同様に一定期間保有した後に売却等を行うような場合は、キャピタルゲインとみなされ課税の対象とはならない。

a. 法人税、個人所得税上の取り扱い

種類	取り扱い
デジタル通貨の取引	<p>通常の業務においてデジタル通貨を売買する事業者は、株式の売買と同様に、デジタル通貨の売買から得られる利益に対して課税される。</p> <p>課税対象となる所得を生み出すためにかかった費用や、デジタル通貨の取引活動から生じた損失は、控除の対象となる。</p>
デジタル通貨の採掘	<p>採掘事業を行う者、または利益追求を目的として採掘活動を行う者は、現行の所得税法の規定に従って課税される。事業に関する経費は控除の対象となり、発生した損失は認められる。</p> <p>ペイメントトークンの処分による採掘者の利益の課税の可否は、その利益が資本的なものか損益的なものであるかどうかに基づき判断される。</p> <p>また採掘者は、他人（顧客）からペイメントトークンを採掘することを業務として委託される場合もある。採掘者は、採掘に成功してシステムから受け取ったペイメントトークンを顧客に渡し、マイニングサービスの料金を受け取る。このサービスを提供するために採掘者が受け取るサービスの対価は課税対象となる。</p>
デジタル通貨による商取引の決済（受領と支払い）	<p>納税者が事業活動を行っており、その事業においてデジタル通貨を支払手段として使用している場合、デジタル通貨を含む取引は、通常の事業と同様に、提供された商品やサービスの代金として受け取ったデジタル通貨を事業への売り上げとして計上するなどの会計処理を行う必要がある。</p> <p>一般的に、商品やサービスの代金としてデジタル通貨を受け取る事業者は、マレーシアリンクットでの商品やサービスの</p>

	公開市場価値に基づいて売り上げを計上しなければならない。事業による経費の支払いや資産の購入についても同様となる。
デジタル通貨への投資	<p>デジタル通貨およびデジタルトークンへの投資は、その投資活動が継続的、体系的、積極的であり、財務リスクを伴い、利益を上げることを目的としている場合、その者の事業活動を構成するとみなされる。</p> <p>長期投資目的でデジタル通貨を購入する企業は、これらのデジタル通貨の処分からキャピタルゲインを享受することができる。しかし、マレーシアにおいてはキャピタルゲイン課税が行われないため、そのような利益は課税対象とはならない。</p> <p>投資による利益の課税の可否は、その利益が資本的なものであるか損益的なものであるかによって決定される。</p> <p>利益または損失は、デジタル通貨と交換に受け取った金額とデジタル通貨を取得するために要した金額（手数料やその他の取得費用を含む）との差額として認識する。</p>
デジタル通貨の取得価額	<p>税務上、デジタル通貨の取得原価はマレーシアリングットで決定されなければならない。デジタル通貨は税務上、無形資産として扱われるため、企業が保有するデジタル通貨はマレーシアリングットで評価する必要がある。</p> <p>デジタル通貨の取得原価は、納税者が別途証明できない限り、先入先出法に基づいて決定される。取得原価を決定できない場合、デジタル通貨は公正価値で評価される。つまり、取引日の有効なレートで、また信頼できる、検証可能なデジタル通貨取引所のレートで評価される。</p>

b. 付加価値税の取り扱い

マレーシアの付加価値税である GST (Goods and Services Tax) は 2018 年 8 月 31 日をもって廃止され、2018 年 9 月 1 日から SST (Sales and Service Tax) が導入されている。デジタル通貨やデジタルトークンの取引については SST の課税対象とはならない。

関係機関 :

マレーシア内国歳入庁 (IRB) <https://www.hasil.gov.my/en/>

マレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia) <https://www.bnm.gov.my/>

マレーシア証券委員会 (Securities Commission Malaysia)

関連法 :

Income Tax Act 1967, Section 3

Guidelines on Tax Treatment of Digital Currency Transactions

CAPITAL MARKETS AND SERVICES (PRESCRIPTION OF SECURITIES) (DIGITAL CURRENCY AND DIGITAL TOKEN) ORDER 2019

8. 海運業の優遇税制

優遇税制の種類	
シンガポール	a. 認定国際海運企業 (MSI-AIS) b. 海運関連支援サービス・アワード (MSI-SSS) c. 海事リーシング・アワード (MSI-ML) d. 認定海運業者 (MSI-SRS)
香港	a. 適格船舶事業者に対する優遇税制
タイ	a. 海運輸送、海上輸送のための積荷の積み下ろしサービスに係る恩典
マレーシア	特になし

① シンガポール

a. 認定国際海運企業 (MSI-Approved International Shipping Enterprise Award : AIS)

世界の主要港に国際的なネットワークを有する国際海運会社で、シンガポールでのオペレーションを拡充する事業計画を有する会社は、本制度を管轄するシンガポール海事港湾庁 (Maritime and Port Authority of Singapore、以下「MPA」) への申請資格を持ち、認定されると 10 年間にわたり特定の海運所得に対する法人税と、シンガポールの非居住法人に支払う傭船料にかかる源泉税が免除される。AIS 認定企業は、一定の条件を満たすと、期間をさらに延長することもできる。2016 年度予算案により、国外でのエネルギー、鉱物に係る探査・開発とこれらを補助するための費用についても適用対象となり、2020 年度予算案により、認定された国際企業の MSI スキーム (MSI-Approved International Enterprise : MSI-AIS) の適格所得も免税が適用されることとなった。

適用期間 : 2026 年 12 月 31 日まで

申請窓口 : MPA

関連法 : 所得税法 (Income Tax Act 1947) 13E 項

b. 海運関連支援サービス・アワード (MSI-Shipping-related Support Services Award : SSS)

シンガポールにて船舶の運航と物流に関する船舶代理店業務、海上運賃の先物取引、船舶売買の仲介、船舶管理、物流サービスなど、海運関連支援サービスのオペレーションを拡充する事業計画を有する会社は、本制度の申請資格を持ち、認定されると 5 年間にわたり海運関連支援サービスから稼得する収益増加分の法人税に対し、10%の軽減税率が適用される。

適用期間 : 2026 年 12 月 31 日まで

申請窓口 : MPA

関連法 : 所得税法 (Income Tax Act 1947) 43U 項

c. 海事リーシング・アワード (MSI-Maritime Leasing Award : ML)

シンガポールにて船舶またはコンテナのリース事業に携わる会社、船舶投資ファンド、信託会社、パートナーシップは、本制度の申請資格を持ち、認定されると 5 年間を上限として、特定のリースまたは傭船所得に対する法人税に 10%の軽減税率が適用される。さらに、認定された船舶の購入または建造、コンテナ取得等に係る利息の支払いに対する源泉税が免除される。

適用期間 : 2026 年 12 月 31 日まで

申請窓口 : MPA

関連法 : 所得税法 (Income Tax Act 1947) 43L 項および 43Q 項、ならびに 2014 年 3 号通知および 2016 年 4 号通知

d. 認定海運業者 (MSI-Maritime Sector Incentive Registry of Ship : SRS)

シンガポール船籍の船舶運航から得られる適格所得が免税となるほか、認定された船舶の購入または建造に係る利息の支払いに対する源泉税が免除される。

適用期間 : 2026 年 12 月 31 日まで

申請窓口 : MPA

関連法 : 所得税法 (Income Tax Act 1947) 13A 項および 2014 年 3 号通知

② 香港

a. 適格船舶事業者に対する税制優遇制度

船舶リース事業者、船舶マネジメント事業者、船舶仲介業者などの適格船舶事業者が香港で行う適格活動（適格船舶リース事業活動、適格船舶マネジメント事業活動、適格船舶仲介活動等）により得られる適格所得に対して、免税もしくは優遇税率（8.25%）が適用される。

認可機関 : IRD

申請期限 : 特に定められていない。

関連通達 : IRO の第 14P 条、14T 条、14ZD 条、14ZM 条ならび 14ZV 条

③ タイ

a. 海運輸送、海上輸送のための積荷の積み下ろしサービス等に対する恩典区分

タイ投資委員会 (Board Of Investment、以下「BOI」) が公表している産業別の「一般投資奨励対象業種表」では細かく業種が規定されており、各業種には 6 段階の恩典区分 (A1+、A1、A2、A3、A4、B) が設定されている。

恩典区分に応じて、一定期間の法人税の免除、および輸入関税の減免等が適用されるが、具体的には BOI の認可を受けた個別の事業に対して発行される投資奨励証 (BOI Certificate) に実際にその事業において適用できる恩典が記載される。

「一般投資奨励対象業種表」では以下の業種が恩典対象となっている。

- 10.10.3 海運輸送 恩典区分 A2
- 10.10.6 海上輸送のための積荷の積み下ろしサービス 恩典区分 A3 (BOI が同意した最新技術を持つ積荷取り扱い機械を使用する必要がある。)
- 10.10.7 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、埠頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot: ICD)

認可機関 : BOI

関連法 : 投資奨励法 (1977 年)、改正投資奨励法 (2017 年)、特定産業競争力強化法 (2017 年)

④ マレーシア

特段、海運業を対象とした優遇税制は存在しない。

なお、海運業について直接的な優遇税制は存在しないものの、造船業については下記 10.特定製品およびサービス企業優遇税制の d.造船および船舶修理を行う新設法人のとおり優遇税制がある。

関係機関 : マレーシア運輸省 (Ministry of Transport Malaysia)

<https://www.mot.gov.my/en>

9. 航空機産業優遇税制

	優遇税制の種類
シンガポール	a. 航空機リーシング・スキーム (ALS)
香港	a. 適格航空機リース事業者等に対する優遇税制
タイ	a. 航空機または宇宙関連機器産業に対する恩典区分
マレーシア	a. 航空宇宙産業向けの高価値活動を行う企業に対する税制優遇制度

① シンガポール

a. 航空機リーシング・スキーム (Aircraft Leasing Scheme : ALS)

シンガポールにて航空機のリース事業に携わる会社、投資ファンド、信託会社は、本制度の申請資格を持ち、認定されると 5 年間を上限として、特定のリース所得に対する法人税に 8% または 10% の軽減税率が適用される。さらに、2012 年 5 月 1 日以降、認定された航空機の取得に係る利息の支払いに対する源泉税が免除されている。

適用期間 : 2027 年 12 月 31 日まで

申請窓口 : EDB

関連法 : 所得税法 43N 項

② 香港

a. 適格航空機リース事業者等に対する優遇税制

適格航空機リース事業者および適格航空機リースマネジメント事業者が一定の要件を満たす場合、その所得に対して優遇税率 (8.25%) が適用される。

認可機関 : IRD

申請期限 : 特に定められていない。

関連通達 : IRO の第 14H 条

参考 : <https://www.ird.gov.hk/eng/pdf/dipn54.pdf>

③ タイ

a. 航空機または宇宙関連機器産業に対する恩典区分

「一般投資奨励対象業種表」では以下の業種が恩典対象となっている。

・ 3.18 航空機または宇宙関連機器産業 恩典区分 A1～A4 (事業内容による)

認可機関 : BOI

関連法 : 投資奨励法 (1977 年)、改正投資奨励法 (2017 年)、特定産業競争力強化法 (2017 年)

④ マレーシア

a. 航空宇宙産業向けの高価値活動を行う企業に対する税制優遇制度

航空宇宙産業向けのシステム、装置、部品の製造または組立、メンテナンス、修理、オーバーホール等の高価値活動を行う企業は、5~10年間にわたり法定所得の70~100%の減免を受けることができる。

関係機関 :

マレーシア内国歳入庁 (IRB) <https://www.hasil.gov.my/en/>

マレーシア投資開発庁 (MIDA) <https://www.mida.gov.my/ja/>

関連法 :

Guidelines and Procedures for Incentive of Aerospace Industry

10. 特定製品およびサービス企業優遇税制

	優遇税制の種類
シンガポール	a. パイオニアインセンティブ (PC) b. 開発・拡張インセンティブ (DEI)
香港	特になし
タイ	特になし (ただし「一般投資奨励対象業種表」に該当する事業は恩典の対象)
マレーシア	a. パイオニアステータスと投資控除 b. ハラール産業 c. 私立保育所/幼稚園 d. 造船および船舶修理を行う新設法人 e. グリーンテクノロジー

① シンガポール

a. パイオニアインセンティブ (Pioneer Certificate Incentive : PC)

パイオニアステータスの認定を受けた企業には、法人税の免税措置が適用される。パイオニアステータス・スキームは、特定製品の製造奨励および特定サービスの発展を目的とした制度である。EDB が定める特定適格サービス（シンガポールの経済発展計画に適合するサービス）を提供する企業にも、パイオニアステータスが付与される。パイオニアステータスは、原則として政府の裁量により付与されるものであるため、パイオニアインセンティブの認定については決まった基準がなく、交渉を通じて認定の判断が行われる。EDB は、製品の種類、投資規模、技術レベルなどを主に考慮してパイオニアステータスの付与を判断している。2015 年度予算案により、ベンチャーキャピタルについては、対象項目から外された。

適用期間：2028年12月31日まで

申請窓口：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート2およびパート3

b. 開発・拡張インセンティブ (Development & Expansion Incentive : DEI)

バイオニアステータスの認定を受けた企業やバイオニアインセンティブの認定を受けられなかった企業を対象とする制度で、開発・拡張インセンティブの認定を受けるには新規プロジェクトを実施するか、シンガポールにおける事業の拡張または増強を行わなければならない。認定の判断は、固定資産投資額、シンガポールにおける事業支出総額、技術・能力開発、プロジェクトの質、技術革新の内容などの基準により行われる。認定を受けた企業は、適格活動に対して5%、10%または15%の軽減税率が適用される。なお、このDEIの一部として、地域・国際統括本部の優遇税制(RHQ/IHQ)や知的財産開発インセンティブ(IP Development Incentive: IDI)といった各種優遇措置が与えられているように、EDBの裁量による対象範囲が広い制度であるといえる。

適用期間：2028年12月31日まで

申請窓口：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート4

② 香港

特段、特定製品およびサービス企業を対象とした優遇税制は存在しない。

③ タイ

BOIが公表している「一般投資奨励対象業種表」ではさまざまな業種が恩典対象となっており、そられに該当する事業であれば、基礎的恩典や追加的恩典の対象となる。

④ マレーシア

a. バイオニアステータスと投資控除

Promoted Activityを提供する会社ないしPromoted Productを製造している会社でマレーシア投資開発庁(MIDA)から承認された企業についてはバイオニアステータスないし投資控除(Investment Tax Allowance)を利用して税制上の優遇措置を受けることができる。

バイオニアステータスは、当初5年間にわたり法定所得の70%ないし100%の減免を受けることができる制度となり、投資控除は、当初5年間にわたり発生した適格資

本的支出の 60%ないし 100%を対象として、法定所得の 70%ないし 100%を上限として相殺控除することができる制度となる。

Promoted Activity ないし Promoted Product については MIDA のホームページにてリストが提供されている。

関係機関 :

マレーシア内国歳入庁 (IRB) <https://www.hasil.gov.my/en/>

マレーシア投資開発庁 (MIDA) <https://www.mida.gov.my/ja/>

関連法 :

[List of Promoted Activities and Products](#)

[IRB Public Ruling No. 10/2023 - Pioneer Status Incentive](#)

[IRB Public Ruling No. 4/2023 - Investment Tax Allowance – Overview](#)

b. ハラール産業

ハラール開発公社(Halal Development Corporation)が推進する指定ハラールパークで操業し、以下の製品類の製造活動を行っている企業については、発生した適格資本的支出の 100%を対象として法定所得の 100%を上限として相殺控除することができる認められている。

- ・特殊加工食品
- ・医薬品 化粧品・パーソナルケア
- ・畜産・食肉製品
- ・ハラール食材
- ・栄養補助食品
- ・プロバイオティクス製品

関係機関 : ハラール産業開発公社 (Halal Development Corporation Berhad)
<https://hdceglobal.com/>

c. 私立保育所/幼稚園

社会福祉局(Department of Social Welfare)に登録されている私立保育所ないし教育省に登録されている幼稚園の運営については 5 年間にわたり法定所得の 100%の減免を受けることができる。

関係機関 :

マレーシア内国歳入庁 (IRB) <https://www.hasil.gov.my/en/>

マレーシア女性・家族・地域社会開発省 社会福祉局 (Department of Social Welfare) <https://www.jkm.gov.my/>

マレーシア教育省 (Ministry of Education Malaysia) <https://www.moe.gov.my/>

関連法 :

IRB Public Ruling No. 4/2016 - Tax Incentives for Child Care Centre and Kindergarten Operators

d. 造船および船舶修理を行う新設法人

5年間にわたり法定所得の70%の減免を受けることができる。

関係機関 :

マレーシア内国歳入庁 (IRB) <https://www.hasil.gov.my/en/>

マレーシア投資開発庁 (MIDA) <https://www.mida.gov.my/ja/>

関連法 :

Guideline and Procedures for Shipbuilding and Ship Repairing (SBSR) Incentive

e. グリーンテクノロジー

環境保全関連サービス提供会社について以下の優遇税制の法案が整備されているが、本稿執筆時点では公布されておらず、公布がなされるまでは実際には優遇税制の適用を受けることができない点には留意が必要である。

・ Green Investment Exemption (GITE) サービス

マレーシア環境技術公社(MyHIJAU)のリストにおいて認証されているサービス提供業者に対する法定所得の70%の減免

・ Green Investment Exemption (GITE) ソーラーリース

PV Investor リストにおいて認証されているソーラーリースに関するサービス提供業者に対する法定所得の70%の減免

関係機関 :

マレーシア内国歳入庁 (IRB) <https://www.hasil.gov.my/en/>

マレーシア投資開発庁 (MIDA) <https://www.mida.gov.my/ja/>

マレーシアグリーンテクノロジー・気候変動公社 (MGTC)
<https://www.mgtc.gov.my/>

マレーシア環境技術公社 (MyHIJAU) <https://www.myhijau.my/>

関連法 :

GREEN TECHNOLOGY TAX INCENTIVE GUIDELINES Green Investment Tax Allowance (GITA) and Green Income Tax Exemption (GITE)

GREEN TECHNOLOGY TAX INCENTIVE GUIDELINES Green Investment Tax Allowance (GITA) Asset

GUIDELINE ON APPLICATION FOR INCENTIVE AND/OR EXPATRIATE POSTS FOR GREEN TECHNOLOGY (GT)

11. 環境対策等の最新鋭の設備投資優遇税制

	優遇税制の種類
シンガポール	a. 投資控除 (IA)
香港	a. 特定環境配慮型車両等に係る資本的支出の即時償却
タイ	a. BOI による産業高度化措置に基づく追加恩典
マレーシア	a. グリーンテクノロジー

① シンガポール

a. 投資控除 (Investment Allowance : IA)

投資控除はパイオニアステータスの代替となるものであり、製造業者、認定建設事業を実施する企業、研究開発プロジェクトを対象とするインセンティブである。オートメーション機器は特にその対象として好ましいものに指定されている。本インセンティブでは、合意した期間内（5年未満）における工場建物（土地を除く）、認定プロジェクト用の新規生産設備、ノウハウや特許権の取得に関する認定資本支出について、通常の資本控除 100%に加え、適格設備投資の 30%もしくは 50%の追加控除が可能となる。また、2017 年税制改正により、2017 年 2 月 21 日以降は適格設備投資の用途についても一部緩和されている。投資控除はプロジェクトごとに適用期間が異なるが、温室効果ガス排出抑制設備の投資控除制度の適用期間は 2026 年 12 月 31 日までである。

申請窓口 : EDB

関連法 : 経済拡大奨励法パート 8

② 香港

a. 特定環境配慮型車両等に係る資本的支出の即時償却

特定環境配慮型車両および環境保護機械に係る資本的支出については、即時償却が適用される。

認可機関 : IRD

申請期限 : 特に定められていない。

関連通達 : IRO の第 16H ~16L 条

参考 : <https://www.ird.gov.hk/eng/pdf/dipn05.pdf>

③ タイ

a. BOI による産業高度化措置に基づく追加恩典

以下のような特定の産業高度化措置に対して機械の輸入税の免税や法人税の減免が認められる（追加恩典の対象とならない業種もある）。

- ・生産ラインの自動化投資

- ・人工知能や機械学習の活用
- ・省エネ、代替エネルギー、環境負荷軽減投資

一方、BOI 等による優遇税制の対象となっていない場合、機械設備の自動化システム（機械設備およびコンピュータプログラム）や Tax Invoice 等の電子化（電子書類作成システムやコンピュータプログラムなど）にかかる投資額（2023年1月1日から 2025 年 12 月 31 日の間に実際に支払われたもの）について法人税計算上の追加損金算入が可能である。

認可期間 : BOI

関連法 : Royal Decree (No. 738、No. 766)

④ マレーシア

a. グリーンテクノロジー

上記 10. 特定製品およびサービス企業優遇税制の e と同様に、以下のようなグリーンテクノロジー関連の設備投資優遇税制の法案が整備されているが、本稿執筆時点では公布されておらず、公布がなされるまでは実際には優遇税制の適用を受けることができない点には留意が必要である。

・Green Investment Tax Allowances (GITA)プロジェクト

認証されたプロジェクトについて資本的支出額の 100%について法定所得の 70%までとの相殺が認められる。

・Green Investment Tax (GITA)資産

マレーシア環境技術公社(MyHIJAU)のリストにおいて認証されている資産の取得に対して、その資本的支出額の 100%について法定所得の 70%までとの相殺が認められる。

関係機関 :

マレーシア内国歳入庁 (IRB) <https://www.hasil.gov.my/en/>

マレーシア投資開発庁 (MIDA) <https://www.mida.gov.my/ja/>

マ レ シ ア グ リ ー ン テ ク ノ ロ ジ ー ・ 気 候 変 動 公 社 (MGTC)
<https://www.mgtc.gov.my/>

マレーシア環境技術公社 (MyHIJAU) <https://www.myhijau.my>

関連法 :

GREEN TECHNOLOGY TAX INCENTIVE GUIDELINES Green Investment Tax Allowance (GITA) and Green Income Tax Exemption (GITE)

GREEN TECHNOLOGY TAX INCENTIVE GUIDELINES Green Investment Tax Allowance (GITA) Asset

GUIDELINE ON APPLICATION FOR INCENTIVE AND/OR EXPATRIATE POSTS FOR GREEN TECHNOLOGY (GT)

(参考資料) タイにおける BOI の免税恩典全般に関する説明

投資委員会 (Board Of Investment : BOI)

1977 年の投資奨励法、2017 年の改正投資奨励法および 2017 年の特定産業競争力強化法の下、BOI は条件を満たした投資事業に対し、優遇措置や恩典を与える権利を有する（ただし、BOI では金融事業は取り扱っていない）。

BOI による外国人持ち株基準は以下のとおりである。

(1) 外国人事業法(1999 年)のリスト 1 に分類される業種（農業、畜産、漁業等）については登録資本金の少なくとも 51% 以上がタイ国籍者に保持されていなければならない。

(2) 外国人事業法(1999 年)のリスト 2 については、内閣の承認に基づく大臣認可がある場合、外国人投資家が過半数の株式を所有することができる。リスト 3 に分類される業種（販売業や各種サービス業を含む）は、外国人との競争力がまだ十分でない事業であり、外国人投資家が過半数の株式を所有するには、外国人事業委員会の承認に基づく商務省事業開発局長の認可（FBL）が必要となる。ただし、ほかの法律で別途定められた場合を除く。製造業については、原則外国人事業法の適用対象外だが、委託生産、金型製造、めっき、表面処理、熱処理などはサービス業とみなされ、外国人事業法の対象となるため留意が必要である。

(3) BOI が妥当と判断した場合には、特定の奨励事業に関する外国人投資家の株式所有について所有割合を定めることができる。

改正投資奨励法では、最大 13 年の法人税免除期間が付与される。また、特定産業競争力強化法では、最大 15 年まで法人税免除期間が付与される。ただし、投資奨励法と特定産業競争力強化法の両方に申請を出すことは認められていない。BOI は、二つの法律の下、税制上の恩典および非税制上の恩典とともに、事業の性質、重要性、所在地、およびその他の基準に応じて、さまざまな保証や保護を与えている。

投資者に対して与えられる基礎的な税制上の恩典には以下のようなものがある。

- ・機械に対する輸入関税の減免
- ・原材料および必要資材に対する輸入関税の減免
- ・研究開発に使用する原材料に対する輸入関税の免除
- ・最高 15 年まで法人税の免除（土地代および運転資金を除く投資額を上限とする。ただし、特定の条件を満たす場合は上限なし）
- ・法人税の免除恩典が終了した日より最大 5 年間の法人税率 50% 減税
- ・免税事業の所得から支払われた配当金に対する免税
- ・奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より 10 年間、輸送費、電気料金、水道料金の二重控除
- ・通常の減価償却に加えて、インフラの設置または建設費の 25% を追加控除

なお、BOIの奨励を受けた事業であっても上記のすべての税制恩典を最大限利用できるわけではない。BOIが公表している産業別の「一般投資奨励対象業種表」では細かく業種が規定されており、各業種には 6 段階の恩典区分 (A1+、A1、A2、A3、A4、B) が設定されている。また、BOI の認可を受けた個別の事業に対して発行される投資奨励証 (BOI Certificate) に実際にその事業において適用できる恩典が記載される。

上記の基礎的な税制上の恩典に加え、投資促進法のもとタイにとって有益と考えられる投資を促進するため、事業の価値に基づく追加恩典が下記のとおり与えられる。

立地に基づく追加恩典

以下のような特定の区域に立地する場合、法人税免除期間の追加等が受けられる。

- ・一人当たり所得が相対的に低い 20 県
- ・東部経済回廊 (EEC) の 3 県 (チャチュンサオ、チョンブリー、ラヨーン)
- ・工業団地、科学技術パーク
- ・その他

研究開発についての追加恩典

BOIは研究開発や従業員への高度なトレーニング、タイ国内サプライヤーの開発などとして認められた投資および費用がある場合、最大 5 年の法人税の追加免税期間を認めている。(ただし合計免税期間は 13 年を上限とする)。

産業高度化措置に基づく追加恩典

以下のような特定の産業高度化措置に対して機械の輸入税の免税や法人税の減免が認められる (追加恩典の対象とならない業種もある)。

- ・生産ラインの自動化投資
- ・人工知能や機械学習の活用
- ・省エネ、代替エネルギー、環境負荷軽減投資

なお、上記のほかにも多くの追加恩典の対象が定められている。

認可機関: タイ投資委員会 (Board Of Investment : BOI) および歳入局 (Revenue Department : RD)

申請期限: 適用する恩典により異なる

関連資料: タイ国投資委員会ガイド 2023 日本語版

https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_JP.pdf

タイ国投資委員会ガイド 2024 タイ語版

https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_Web_Th.pdf